



平成27年(ラ)第15号 間接強制申立認容決定に対する執行抗告事件

抗告人 非監護親(夫)

相手方 監護親(妻)

平成27年4月16日

意見書

広島高等裁判所 御中

抗告人代理人弁護士

間所

了



同

赤司 恭介



相手方作成に係る平成27年2月16日付「意見書」について、以下の点を指摘する。

第1 上申書について

- 1 相手方は、長男及び二男の意見として、平成26年10月10日付上申書2通及び平成27年2月16日付上申書を提出している。

しかしその内容は、相手方が自らの責務の懈怠を棚に上げ、上記子どもら2名に面会交流を促す際、「抗告人が子どもらの意見を聞いてくれない」「子どもらが面会に参加しないと母親のせいにされる」「面会に参加しないと抗告人にお金を払わなければならない」などと言いつけて聞かせることが窺われる内容となっており、抗告人と子どもらとの関係を悪化させ、逆に子どもらを面会交流に消極的にさせる極めて不適切な言動があったことを示すものとなっている。

- 2 また、上申書の作成にあたっては、長男に対しては、本件間接強制申立の事実のみならず、申立書記載の具体的な間接強制金の額まで伝えたことが明らかであり、この点においても相手方に配慮を大きく欠

いた言動があったことが認められる。

- 3 そもそも、相手方は、「(相手方や子どもらが) 抗告人に対し思いを伝えても否定されることを繰り返されてきた」とするが、そのような事実自体が無い。
- 4 また、面会交流時に抗告人がその費用の負担を子どもらに求めているかのような主張は、子どもらの話を相手方が曲解し、抗告人を不当に貶める主張に変換したものである。

即ち、抗告人は当然ながら面会交流中に生じた費用を全て負担しており、領収書も残っている。その上で抗告人は、子どもらが数千円のおもちゃを購入したのちに、さらに別のおもちゃを欲しがった場合や、誕生日など特別な日に購入するような高額な品物を欲しがった場合に、「どうしても欲しければお小遣いを貯めて自分で買いなさい」旨話すことはあったが、必ずしも経済的に余裕があるわけでは無い中で、このような言動はいわばしつけの一環として必要なものである。

子どもらはその際の不満をその日の感想の一部として相手方に伝えただけと思われるが、相手方はこれを曲解し、あたかも抗告人が面会交流の費用負担を子どもらに求めているかのように解した上、さらにそれを子どもら名義の上申書にまで反映させている。

- 5 これらの点に加え、子どもらが今後も相手方の監護下で生活しているかざるを得ない状況にあることも加味すれば、相手方提出に係る各上申書は相手方の影響下において、その誘導によって恣意的に作成された可能性が高い。

また、間接強制手続には子はその意向を素直に表現できる手続（調査官の関与など）が規定されていない以上、執行裁判所は子の認識を正確に把握することはできない（間接強制手続においては子の意向調査が予定されていないともいえる。）。

よって、これらの上申書を、原審の言うところの監護親の働き掛けに対する「子の対応状況」の認定等に用いるべきではない。

- 6 また、本件間接強制における主な論点はいくまで、長男 の面会交流が実施されていないことを前提に「同面会交流が間接強制を許さない場合に当たるか否か」であり、抗告理由書でも述べたとおりこれは相手方が監護親としての責務を果たしていたか（原審の言うところの「働きかけ」を充分に行ってきたか）否かに帰着する。

そして、これは両親の間で交わされた約束が履行されているか否かの問題なのであるから、第三者である子を巻き込むことは子の福祉上極めて不当である。

加えて、仮に子の認識が一つの資料となり得る場合があるとしても、執行裁判所が子の認識を正確に把握する手続が存在しないことは上記のとおりである。

よって、上記論点の検討にあたって、子の認識を確認する実益は無い。

したがって、上記上申書は信用性が認められない上に本件との関連性も希薄である。

- 7 それにもかかわらず、相手方は子どもらに上申書を作成させて提出したものであるが、これは上記論点を「子どもが現在面会交流に参加したいという気持ちを有しているか否か」という子の内面の変化の問題（調停成立後の事情変更の問題）にすり替えようとするものとも受け取れる。

しかし、事情の変更の主張は債務名義に表示された実体的権利の当否の争いであると解されるため、少なくとも執行裁判所が判断できる事項ではない（また、そもそも間接強制の手続法上、子の意向調査が予定されていないことも上記のとおりである）。

したがって、何らかの事情の変更が仮に存在するとしてもこれは別
手続において検討されるべきものであるから、執行裁判所はこれに左
右されることなく本件の判断を行わなければならない。

- 8 以上により、相手方提出に係る上申書は長男 の面会交流に關す
る間接強制申立を却下する根拠とはならない。

第2 相手方の長男に対する働き掛けについて

- 1 以上を踏まえて、改めて相手方が長男 の面会交流にあたりその
責務を果たしてきたか否か（十分な「働きかけ」を行ってきたか否か）
について検討する。
- 2 この点、相手方は意見書において、面会交流前は長男に対し面会に
参加するよう促している旨主張している。

しかし、上記第1で指摘したとおり、相手方は抗告人と長男との関
係を極めて悪化させる言動（上記のような上申書を作成させることも
含む）を繰り返している事が明らかであり、これと矛盾する相手方の
主張には説得力が無い。

即ち、平成25年12月に面会交流の場で離婚を迫ったことに加え、
これら抗告人に関する否定的言動が長男に悪影響を及ぼし、同人を面
会交流に対し消極的にさせていることが強く疑われる。

さらに、相手方は、現在面会交流調停を申し立てているが（甲11）、
申立人の提案を否定するのみで、未だに対案すら提出していない状況
であり、面会交流に対する消極的な姿勢はなんら変わっていない。

- 3 このような場合（子どもが面会交流に消極的になった原因を監護親
が作出しているような場合）に、監護親の働き掛けが充分であると認
定することは信義に反するところであり、その原因の除去を試みさせ
るためにも、何らかの形で間接強制を認めるべきである。

第3 二男・長女についての間接強制金について

1 相手方は、現在実家から金銭の援助は受けていない旨主張するが、平成26年10月10日に作成された甲11号証には、実家からの援助を受けている旨明記されている。

また、仮に現在金銭での援助は受けていないとしても、甲11号証の記載からは少なくとも食事等の援助を継続的に受けていることが窺われる。そして、一般的に大人1名及び子ども3名の食費は月5万円を下らないと思われるため、なお相手方は従前と同様の援助（月5万円前後の援助）を受けているといえる。

なお、百歩譲って実家からの援助を一切受けていないとしても、相手方の月収が約20万円に上ることは抗告理由書で指摘しているところでありである。

2 相手方がかねてより面会交流に対し消極的姿勢をとり続けてきたことは、抗告理由書や本書面で証拠を示して指摘しているところであり、これを是正させるためにも適切な間接強制金が定められることを希望する。

以上